

◆獣医師に賠償命令

病気で入院した飼い犬が死んだのは治療方法などを誤ったのが原因だと
して、飼い主の女性が川崎市
の動物病院と獣医師に約470万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は7日、病院側の説明義務違反を認め請求を棄却した1審・東京地裁判決を変更し6万円の支払いを命じた。

大橋寛明裁判長は、獣医師の過失については否定したが「飼い犬の死期が迫っている場合、飼い主宅での治療に切り替えるかを決めてもらうのに必要な情報として、病状を明確に告げる必要があった」と指摘した。